

TOP インタビュー INTERVIEW

聞き手 / 矢吹光一

一般財団法人
とうほう地域総合研究所 理事長



「司法の現場から
社会を見つめる」

Vol.
21

奥野総合法律事務所

弁護士 **垣内 正 氏**

大阪府出身

1981年 大阪大学法学部卒業

1986年 判事補任官（38期）

2010年 東京地方裁判所部総括判事

2013年 最高裁判所事務総局経理局長

2015年 甲府地方家庭裁判所長

2016年 水戸地方裁判所長

2017年 東京高等裁判所部総括判事

2018年 東京地方裁判所長

2021年 奥野総合法律事務所入所

はじめに

大阪生まれの一人の法曹が、裁判官として日本各地で民事・刑事の裁判を担当し、最高裁事務総局で司法行政に携わり、そして弁護士として社会の課題に向き合う。その軌跡は、日本の司法制度の最前線を歩む一人の実務家の人生そのものである。垣内氏は、小さな島で経験した事件の数々が、その後の法曹人生の礎を形作ったと語る。今回のインタビューでは、法曹人生40年の重みを感じさせる言葉から、私たちにとって大きな学びをいただいた。

1. 法曹への道（ご経歴）について

【矢吹】 本日はお忙しいところ、ありがとうございます。さっそくですが、垣内先生のご略歴をお伺いしたいのですが。

【垣内】 こちらこそ、ありがとうございます。私は、昭和61年に裁判官に任官し、札幌、東京、奄美大島の名瀬支部、東京と勤務地を移しながら、預金保険機構に出向したり、最高裁の事務総局で勤務したりもして、東京地裁民事第8部（商事部）裁判長、甲府地家裁と水戸地裁の所長も務めました。最後は東京高裁の裁判長を務め、東京地裁の所長で定年を迎えました。

【矢吹】 なかなかバラエティーに富んだ経歴ですね。

【垣内】 そうですね。勤務地も北と南の端っこでしたし、裁判官が民間企業で研修をする制度が始まっ

て間がない頃に某銀行で1年間の研修もしましたし、最高裁の事務総局では広報、経理、人事も担当しました。いろいろな仕事を経験できたのは良かったと思っています。

【矢吹】 なるほど、ありがとうございます。それでは、なぜ法曹の道を目指されたのでしょうか。

【垣内】 大阪生まれ、大阪育ちで、両親も関西出身です。父は脱サラして文房具店を経営していました。私自身、学生時代は銀行か商社に就職しようと思っていました。しかし、4年生の夏に就職活動をしていて、組織の一員として歯車になって働くのは自分に向いていないのではないかと気づきました。父の影響もあるかもしれません。それで弁護士を目指すことにしました。

【矢吹】 司法試験を受けることにされたのですね。

【垣内】 それまでほとんど受験勉強をしていなかったのですが、父に「司法試験を受けたい、あと3年、スネをかじらせてほしい」と頼みました。父なりに調べたらしく、「難しいらしいから、5年は面倒みてやる」と言ってくれて、結局、4年かかってしまいました。

【矢吹】 それはずいぶん苦勞されましたね。

【垣内】 そうですね。やっと合格したときに、一番喜んだのは父ですが、一番がっかりしたのも父でした。合格しなかったら父の商売を継ぐだろうと思っていたらしいです。（笑）



2. 司法修習から裁判官へ

【矢吹】 弁護士志望だったのに裁判官の道を選ばれたのはなぜですか。

【垣内】 司法試験に合格すると、「司法修習」といって、現在は1年間ですが、当時は2年間の研修がありました。裁判官、検察官、弁護士という法曹三者の仕事について、座学の研修と実際の実務に張り付いての研修を受けるものです。この司法修習を受けながら、法曹三者の仕事にはそれぞれに遣り甲斐があると分かりました。中でも、裁判官の仕事の奥深さに魅力を感じました。教官が「やってみないか」と声をかけてくれたこともあって、裁判官をやってみることにしました。

【矢吹】 裁判官になるためには試験があるわけではないのですね。

【垣内】 その通りです。司法修習中、教官や実務研修の指導担当が「この人は裁判官に向いているか」という目で修習生の適性を見ているわけです。勿論、成績も見ていると思いますが、それ以外の適性が重視されていると思います。

【矢吹】 当時同期の修習生はどのくらいの人数だったのですか。

【垣内】 450人くらいでした。そのうち裁判官に約70人、検察官にも同じくらい、残りが弁護士になりました。

3. 札幌での新任判事補時代

【矢吹】 最初は札幌に配属されたとのことですが、どのようなお仕事をされたのでしょうか。

【垣内】 まず、少し一般的な裁判官の仕事のご説明をしましょうか。

【矢吹】 そうですね、お願いいたします。

【垣内】 裁判には、私人間の紛争を解決する「民事裁判」と、罪を犯したと疑われている人について、罪を犯したかどうか、犯したのであればどのような刑罰を科するかを決める「刑事裁判」とがあります。重い事件は「合議事件」と言って3人の合議体で審理し判決をします。それほど重くない事件は「単独事件」と言って、1人の裁判官で審理し判決をします。所定の刑事事件については、国民から選ばれた



初任の札幌地裁時代 旅行会

裁判員が加わって審理し判決する裁判員裁判が行われます。

裁判官は、任官して10年間は「判事補」と言います。このうち最初の5年は、基本的に1人で裁判を担当することができません。その間は、合議体の一員、左陪席として、裁判長、右陪席と一緒に合議事件を担当します。次の5年は、1人で裁判ができるようにはなりますが、一人前といえるのは、10年の経験を経て「判事」となってからだと思います。

【矢吹】 なるほど、よくわかりました。

【垣内】 札幌では、民事事件を担当しました。配置された部は、経験20年以上の裁判長、経験10年以上の右陪席、新任判事補の私という構成でした。私は、左陪席として合議事件を担当しました。証拠から事実を認定し、法律を当てはめて結論を出していく。その過程で、合議と言って、3人で問題点につき議論をします。まず左陪席がメモを作って意見を述べ、右陪席と裁判長が多角的な意見を述べて議論が進みます。判決は、左陪席が原案を起案して、右陪席と裁判長がそれに手を入れるというやり方です。

【矢吹】 そのようにして判事補は鍛えられるわけですか。

【垣内】 そうですね。私が書いた原案は跡形もなくなることがずいぶんありました（笑）。しかし、その書き直された跡を見ることで、自分は何が分かっていなかったのか、どのように考えればいいのか、どのように表現すればいいのかを学ぶことができました。職人さんが親方から教えてもらうような感じに近いのかもしれない。

【矢吹】若い裁判官としての葛藤もあったのではないですか。

【垣内】葛藤とは違うかもしれませんが、当時は、裁判長に仕事ができないと思われたくないという気持ちもあって、裁判長がどう考えているのかが気になることもありまして。そういう私に気付かれたのでしょう、当時の裁判長から「お前が思ったこと、言いたいことを言いなさい。それが裁判官の仕事だから」と諭されました。本当に有り難かったです。この教えはずっと大事にしています。

【矢吹】その哲学が、裁判所という組織の基本になっているのでしょうか。

【垣内】その通りだと思います。合議体というのは、3人が違った見方からの意見を出し合って議論をすることで、より説得力のある結論に辿り着くのだと思います。後に自分が裁判長を務めるようになったときにも、経験からこうだろうと思ったことを、若い陪席の目から見た意見を聞いて、修正することがありました。札幌の裁判長に習って、若い人達に、自分の考えを発言することの大切さを伝えるようにしています。他の組織においても、違った見方からの意見を活かすことが、組織をうまく機能させる肝ではないかと思います。

4. 島の裁判官時代の転機

【矢吹】鹿児島県の奄美大島での経験は、その後のキャリアに大きな影響を与えたと聞いています。

【垣内】そうですね。鹿児島地家裁名瀬支部での2年間は、本当に貴重な経験でした。裁判官が1人だけの「1人支部」で、民事、刑事、家事、少年、破



東京地裁右陪席時代 NY 出張



宿舍の庭のハイビスカスと蝶

産、執行など全ての事件を1人で担当しました。刑事の合議事件は、鹿児島地裁本庁から2人の裁判官が出張してきてくれるのですが、それ以外は全て1人です。

【矢吹】それはかなり負担が大きいのではないですか。

【垣内】確かに大変でした。しかし、その分、いろいろな事件を経験することができました。難しい破産事件や、執行事件もありましたが、分からないことがあれば、本で調べたり、東京の専門部の経験がある同期や先輩に電話して東京での取り扱いを聞いたりしました。東京の専門部では、島では珍しい難事件も日常的に扱っているので、適切な取扱い例を教えてもらえました。友達は大事です。

【矢吹】そういった中で、自信がついたのですね。

【垣内】本当にそうです。2年の経験で、「自分も裁判官としてやっていけるな」という気がしました。島で起こる様々な事件について、自分の頭で考えて、分からないことは調べて、友達にも聞いて、一つ一つ解決していく、その経験で自信を持てたから、その後の裁判官の仕事も、さらには弁護士の仕事も何とかこなせているのだと思います。

【矢吹】ところで、NHK土曜ドラマ（ジャッジ～島の裁判官奮闘記～）の制作に協力されたと同っています。これはどのようなきっかけだったのでしょうか。

【垣内】島から戻って数年後に、たまたまNHKの方とお会いしたときに、私が奄美大島での生活や裁判のことをお話しして、島の裁判官のドラマを作ったらどうかと申し上げたところ、それがきっかけで、ドラマ制作することになりました。

【矢吹】制作にも協力されたのですか。

【垣内】脚本家の方に、事件や裁判官に関するエピソードを提供したり、裁判官や検察官、弁護士のセリフが間違っていないかのチェックをしたり、結構、いろいろお手伝いをしました。当時、忙しい職務に就いていたのですが、時間を捻出してお手伝いをするのは、本当に楽しい時間でした。

【矢吹】そこまでドラマ作りに入れ込まれたのはなぜですか。

【垣内】当時、裁判官が主役のドラマの多くは、裁判官が裁判手続の外で捜査のようなことをしたり、1人で現場に行き見聞きしたことをもとに判断をしたり、といったものでした。これは、全く現実の裁判官とは違います。裁判は、手続の中立性が大切です。双方当事者が提出した証拠に基づいて判断します。原則、証人調べは双方当事者も立ち会う公開の法廷で行われます。現場の検証をする場合も双方当事者が立ち会います。そういうルールを守った裁判手続の中で、裁判官が迷ったり悩んだり、成長したりするドラマを作ってほしかったのです。

【矢吹】島での経験の中で、特に印象的な事件があれば教えていただけますか。

【垣内】例えば、大島紬組合の事件がありました。大島紬業者の組合で、除名処分にされた業者から除名処分の無効などを求める訴えがなされて、すでに長期間の審理が続いていました。双方の主張と証拠を丁寧に読んで、よく検討した結果、私なりに勝敗についての見込みをつけることができましたので、その見込みを説明すると共に、それを踏まえて、今後、組合がわだかまりなく運営されるように配慮して、和解をするのはどうか、と提案しました。その後、双方が、譲り合って調整してくださって着着きの良い和解が成立しました。

【矢吹】それは、島の人達に喜んでもらったのではないですか。

【垣内】地元紙に、地場産業の振興に資すると好意的な記事が出ましたし、半年くらいして、空港で、たまたま当事者の方とお会いすることがあって、「その節はありがとうございました。」と笑顔で挨拶していただきました。嬉しかったですね。

名瀬支部時代



夏祭りの船漕ぎ競争



家族リレー会



野球大会

【矢吹】人生観に影響を受けるようなことはありませんか。

【垣内】そうですね、例えば、与論島のお婆さんからの戸籍訂正の申立てという事件がありました。その方の生年月日につき、戸籍では98歳だったのですが、本当は101歳なので、戸籍を訂正したいという申立てでした。このような戸籍訂正には家庭裁判所の許可が必要とされています。通常、本当の生年月日を証明するための客観的な証拠、病院の書類などを提出してもらいますが、古いことなので、何もないと…。

【矢吹】どうされたのですか。

【垣内】お友達3人が証人になってくれるというので、与論島に出張したとき、お婆さんとそのお友達3人にお会いしました。お婆さんの話では、昔は、赤ん坊が亡くなることも多かったし、戸籍意識も低かったので、お父さんが出生届を出さずにいて、3年後に知人から言われて慌てて出したということでした。お友達のうち2人は、お婆さんと同い年で、よく一緒に遊んだが、学校にはお婆さんは3年遅れて通っていたと話してくれ、もう1人は、お婆さんより3歳年下で、同級生だが、お婆さんは他の同級生よりずっと背が高かったと話してくれました。

【矢吹】それで認めたのですね。

【垣内】はい。皆さんのお話が自然で信用できると思えし、調べたところ、当時、100歳になると何か給付を受けられるという制度もなかったので、許可をすることにしました。その際、お婆さんに、98歳になってから、戸籍訂正をしようと思ったのはどうしてか、と尋ねました。その頃、学校などでお年寄りが子供達に昔のことを話して聞かせる催しが開かれるようになったのだそうです。お婆さん達によれば、100歳を超えている方が、子供達が熱心に話を聞いてくれるというのです。それが訂正申立ての理由だったのです。

【矢吹】なるほど、そういうこともあるのですね。

【垣内】このときは事件以外のことも話してくださいました。101歳のお婆さんは、島独特の洗骨というお弔いの仕方を教えてくれて、ご主人が亡くなった際、死装束の一部を化学繊維にしたことが洗骨をするのによくなかった、ご主人に可哀そうなことをしたと言って、ご自身のためには全部木綿で作った

死装束を用意してあると言って、見せてくださいました。

【矢吹】それはかなり印象的な出来事ですね。

【垣内】本当にそうです。そのお話ぶりは淡々として自然で、ご自身のお弔いのお話を、近所に何か買い物に行くお話のように、ごく普通のこととして話されて、そこには、生と死が地続きのものとして自然な形で存在していると感じました。よい経験をさせていただいた、忘れられない出来事です。

【矢吹】島の生活も楽しまれたのでしょうか。

【垣内】はい。島の夏祭りの船漕ぎ競争という催しに、支部の職員とチームを組んで参加したり、冬場には、職員とその家族みんなで42.195キロを割り振って走るというマラソン大会を開いたり、地元の黒糖焼酎の工場を見学に行き、試飲させていただいたり、いろいろ楽しく過ごしました。

5. 最高裁事務総局での経験

【矢吹】裁判以外のお仕事もずいぶん経験されたようですね。

【垣内】そうですね。某銀行での民間研修、最高裁事務総局の広報課の課付、預金保険機構への出向、その後、最高裁事務総局の経理局の主計課長、総務課長、人事局の給与課長、それに経理局の局長を務めました。

【矢吹】興味深い職歴ですね。

【垣内】そうかもしれませんね。広報課では、裁判制度等の広報や記者対応、全国の裁判所の広報活動の相談に乗るなどもしておりました。新聞記者の



広報課時代 執務室



預金保険機構時代 執務室

方々とのお付き合いもして、外から裁判がどのように見えているのかも教えてもらって、勉強になりました。預金保険機構へ出向した当時は、ちょうど、住専問題解決のために機構が発足したばかりでした。官民様々な母体からの出向者が集まっていて、初めてのことばかりで貴重な経験でした。

【矢吹】 最高裁のお仕事で大事にしてきたことはありませんでしょうか。

【垣内】 広報、予算や施設、人事といった事務局の仕事は、裁判自体ではありませんが、裁判官や職員が裁判の仕事を持ちやすく適切に行っていけるように、きちんと下支えしていくものだと思います。裁判官が事務局に配置される意味は、裁判官の視点でその仕事を行う点にある、そんな気持ちでやっていました。



6. 福島とご縁

【矢吹】 福島とのつながりというところがございませうか。

【垣内】 先日、高裁長官で定年退官した後輩の裁判官が会津の出身でして、彼のことが頭に浮かびます。一緒に仕事をするが多かったので、本当に長い付き合いです。事実認定も法律解釈も一級がよくできる人で、筋の通らないことが嫌いで、一徹な性格、気持ちのよい方です。

【矢吹】 深い信頼関係があるのですね。

【垣内】 彼と話していると、心が澄んでくるといいますか、綺麗になっていくような気がします。福島という彼のことが浮かんで、好印象です。その後、奥野総合法律事務所に入所して、奥野先生から、福島とのご縁のお話を伺って、好印象が続いている状況です。

【矢吹】 福島原発の関連訴訟も経験されたと聞きました。

【垣内】 はい。東京地裁の商事部にいたとき、福島原発関連の株主代表訴訟が提起されて、最初の頃の審理を担当しました。後任の裁判官が審理を続けて、さらに後任の裁判官が判決しました。

【矢吹】 弁護士になられてから、福島原発の見学にお声掛けさせていただきました。現地をご覧になった感想は如何ですか。

【垣内】 その節はありがとうございました。現地を見学させていただいて、訴訟の記録は見ていましたが、やはり現地を見ると迫ってくるものがありました。15年近く経ってなお、帰還できない方々がいらっしゃるという状況のご説明もいただきました。

【矢吹】 福島原発について、今後、何が大事だと思われるですか。

【垣内】 裁判の結果といったことと離れて申しますが、あの原発事故があったということ、自然災害に由来する事象ですが、あの事故があったという事実を忘れてはいけないと強く感じています。見えない部分もあり、理解が難しい部分もあるかもしれませんが、しかし、あの原発事故があったという事実を忘れずにいなければならないと思います。

7. 裁判官の仕事

【矢吹】 35年の裁判官経験を経て、裁判官の仕事の本質についてどのようにお考えですか。

【垣内】 裁判の基本的な役割は、民事事件であれば、私人間の紛争を終わらせること、刑事事件であれば、責任のあるなしを含め刑事責任を確定させることだと思いますが、それによって、関係者がその先の人生に進めるようにすること、人生という物語において、前の章にピリオドを打ってあげて、次の章に進むことができるようにすることではないかと思っています。

【矢吹】 人生の節目ですね。

【垣内】 ええ、民事上の紛争を抱えていると、それが解決するまで新たな仕事や新たな生活に進めない、新しい気持ちにもなれないということがあると思います。裁判によって、その状態に一つの区切りをつけて、次の人生に進むための手助けをする。刑事事件の被告人もその責任が確定して償いをし、更正しなくては次の人生に進むことができないだろうと思います。被害者の方にしても、そういう面があることもあると思います。裁判によって、一つの区切りがついて、次の人生に進むことができる。裁判官の仕事は、一步前に進むためのお手伝いをする仕事ではないかと思っています。

【矢吹】 裁判官として、判断をするときの心構えについて教えてください。

【垣内】 審理をしていて、判断に迷うこと、判断に悩むこともあります。それは、裁判官にとって普通のことですし、むしろ迷わなくてはならない、悩まなくてはならないのだと思います。ただ、迷って悩んだ後、判断しなくてはならないのが裁判官の仕事だと思います。一番しんどいところは、判断することです。

【矢吹】 その覚悟をどのように持つのですか。

【垣内】 自分は、公平な立場から、当事者から出された主張と証拠をきちんと丁寧に読んだ。写真も見た。必要な事件では現地も見た。その上で、自分なりに考えを巡らして、この結論に至った。これだけやったのだから、自分が、この判断をさせてもらっても構わないですよ、という感覚で判断してきました。



【矢吹】 最善を尽くしたら、それで良しとするということですね。

【垣内】 そうです。自分としてこれだけやらせてもらったから、もう判断させていただいてよいでしょう、そんな感じです。間違っていることも絶対にゼロとはいえないかもしれませんが、しかし、何か大切な判断をする、結論を出すということは、そのような感覚、覚悟でなされるものではないかと思っています。裁判以外の世界でも、同じようなことはあるのではないのでしょうか。

8. 弁護士としての現在

【矢吹】 弁護士として、特に力を入れていることはありますか。

【垣内】 弁護士になって以降、企業等の不祥事に第三者委員会の仕事をさせていただいたり、いろいろな難しい事件に関与させていただいたり、仲裁人を引き受けたり、社外取締役を引き受けたりしていますが、その中で、第三者委員会の仕事などから、企業等のコンプライアンスとガバナンスの問題は気になっています。今は、コンプライアンス違反が企業の信用を毀損し、命取りになる時代だと思います。

【矢吹】 実態としてガバナンス機能を整備していない企業があるということですか。

【垣内】 そうですね。そもそもガバナンスの仕組みが整備されていない場合もあります。他方で、ガバナンスの仕組みは整備されているが、形式的であって実際には機能していないという場合もあると思います。そのために、組織ぐるみの不正が続いているとか、トップの暴走が止まらないとかといった事態が起こっていることがあります。



東京地裁所長時代 コロナ禍の執務室

【矢吹】それを改善するには？

【垣内】一つは、実際に機能するガバナンスの仕組みを整備すること、みんなが守れる仕組みを作ることだと思います。もう一つは、コンプライアンス教育。経営陣から社員まで、謙虚にコンプライアンスについて勉強して、自覚を持つことだと思います。

【矢吹】形だけ完璧な仕組みではなく、実際に機能する仕組みということですね。

【垣内】その通りです。完璧な制度や規程を作っても、社員が守れなかったら、作っていないのと同じことです。それぞれの業務の特性に応じて、ガバナンスを効かせる要点、ここだけはちゃんと見るというポイントを考えて、みんなが守れる仕組みを作って、それを確実に実行することが大事だと思います。

【矢吹】教育の側面も重要ですか。

【垣内】大事です。コンプライアンスは教えにくいという声を聞きますが、私は、よく、「中学生の子供に説明できるかどうかの基準」とお話しします。

【矢吹】一つのリトマス試験紙ですね。

【垣内】人は、仕事をしている中で、会社の利益確保、納期の順守、自分の社内評価、人間関係などなど、様々な「理由」があって、例えば、役所に出す測定数値を改ざんするとか、会社に虚偽の領収書を回すとか、気に入らない部下を殊更に叱責するとか、コンプライアンス違反をしてしまうことがあります。そういう行為は、何か「理由」があったとしても、子供に正直に胸を張って説明できないでしょう。

9. 若い世代へのメッセージ

【矢吹】最後に、福島皆さんへメッセージをいただけますか。

【垣内】まず、企業などで責任ある立場の皆さんへ。一つは、遠慮しないで裁判所を利用してくださいということです。紛争ごとは、裁判所に持ち込まずに解決するに越したことはありませんが、相手方が話し合いに応じてこないとか、解決の正当性をステークホルダーに説明する必要があるとか、一定の強制力があり、かつ公正中立な裁判による解決に意味がある場合があると思います。そういう時には、弁護士にご相談いただいて裁判所を利用いただくのがよいと思います。もう一つは、最後にお話したコンプライアンス、ガバナンスの重要性を忘れずに、健全な組織風土を作ってくださいようお願いしたいということです。

【矢吹】若い世代の皆さんにはいかがですか。

【垣内】実は、今、若い方々に法律家の人気がありません。しかし、今日、お話をしたように、私的紛争を解決し刑事責任を確定するという裁判の仕事は、人々の人生にとって大事な役割を果たしています。そういう仕事をしてみたいと思う人には、ぜひ法律家になってもらいたいと思います。法律家に大切なのは、法律という決まりから結論を導き出すわけですから、論理的な思考力だと思いますが、その中に、温かみというか、人間味というか——人の営みとして、人と人とのつながりとして案件を見る目を持つことが必要なのではないかと思っています。

【矢吹】まさにおっしゃる通りですね。人と人との繋がりが何よりも大事で尊いと思います。本日は誠にありがとうございました。



東京地裁所長時代
裁判官が描いてくれた似顔絵

インタビューを終えて

今回のインタビューは、かつて裁判官として、東京地方裁判所所長という司法の頂に立ち、現在は奥野総合法律事務所にて、社会を導く灯火のように温かな眼差しを向ける弁護士・垣内正氏である。

垣内氏という人物を語る上で欠かせない一編の物語がある。NHK 土曜ドラマ『ジャッジ～島の裁判官奮闘記～』。そのモデルともなった若き日の彼は、鹿児島県奄美大島という法の手が届きにくい離島の地で、たった一人の裁判官として土を踏みしめ、人々の喜怒哀楽に向き合ってきた。法典の冷たい文字を、生身の人間が流す涙や、守りたい暮らしという血の通った「情」へと翻訳する。その厳格さそして慈愛に満ちた原体験こそが、現在の垣内氏の根底に流れる揺るぎない背骨である。

一昨年、私は垣内氏らと共に福島第一原子力発電所の視察に伺った。廃炉への険しい道のり、静まり返った構内に漂う言葉にならない空気。その最前線に立った時、垣内氏が向けた眼差しを私は忘れない。それは単なる法曹としての視察ではなく、この地に生きる人々への想いと、未来の再生を願う、祈りにも似た真摯な眼差しであった。垣内氏が身を置く奥野総合法律事務所は、震災以前から多年にわたり福島の再生に向けて、事業再生という困難極まる荒野を、地元の人々と共に歩み続けてきた存在である（同事務所代表弁護士の奥野善彦氏インタビューについては、福島の進路バックナンバー2024年6月号をご覧ください）。奥野総合法律事務所が長年かけて

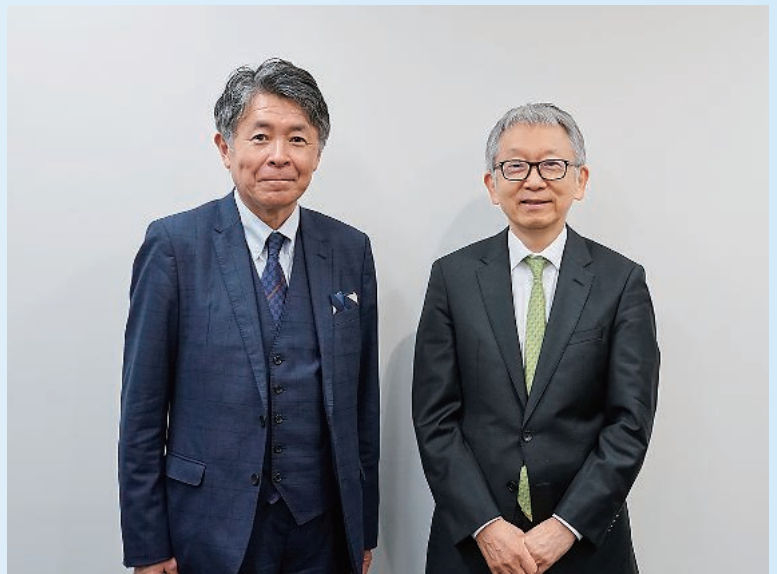
培ってきた福島への「情愛」と、垣内氏がかつて島で学んだ「正義」。その二つが当地で共鳴し、ひとつの大きなうねりとなっていく光景が、インタビュー時の言葉の端々から鮮やかに浮かび上がった。

福島の地には、幾多の試練を乗り越えてきた「粘り強さ」がある。粘り強い人がいる。そこに垣内氏のような、人間の弱さと強さを知り尽くした知性が加わるとき、法は血の通った「救い」へと昇華するのではないだろうか。インタビューを終えた後、私自身の心に深く刻まれたのは、元地裁所長という輝かしい称号ではない。福島を踏みしめ、この地を慈しみ、共に歩もうとする、垣内氏の真っ直ぐで誠実な眼差しであった。

あぶくまの風に乗せて、この「正義の体温」が福島の隅々まで届くことを願ってやまない。

垣内先生、どうぞこれからも宜しくお願い申し上げます。

（インタビュー 矢吹 光一）



矢吹理事長

垣内弁護士